

Title	元老院の「教會條例案」明治法制史料雜纂 (一〇・完)
Sub Title	Draft of the regulation to religious organization in the senate (1881-1885)
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.12 (1961. 12) ,p.85- 92
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19611215-0085">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19611215-0085</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 元老院の「教會條例案」

明治法制史料雜纂（一〇・完）

手塚 豊

ここに紹介する資料は、わが國最初の宗教團體規制の單行法案ともいふべき元老院の「教會條例案」である。原本は細川潤次郎の「吾園叢書」<sup>(1)</sup>明治辛巳（十四年）および明治乙酉（十八年）の綴り込みにふくまれている文書である。前者は原案ともみられるもので、元老院十三行罫紙七枚の淨書本（以下、甲本）、後者はその原案に朱筆で修正加除を書きこんだ同じく元老院十三行罫紙七枚の寫本（以下、乙本）、表紙に「刪定本」と朱書されている。しかし、その修正は未完成の状態のままであり、いわば修正未定稿の草案である。「吾園叢書」明治乙酉（十八年）の綴り込みには、明らかに明治十五年乃至十六年の日附ある文書類も収録されているから、「刪定本」の成立時期が十八年であったとはかならずしもいえない。した

元老院の「教會條例案」

がつて甲本の成稿時期は明治十四年頃、乙本のそれは十五年から十八年までの間という漠然たる推定をなしうるのみである。起草者の氏名も明らかでないが、「吾園叢書」にふくまれていることからみて、その所藏者であつた議員細川潤次郎を起草關係者の一人と考えて間違ひなからう。おそらくこれらの草案は、元老院内の意見書議案（議員が起草、提案するもので、現在の國會における議員立法に該當する）として準備され、なんらかの事情で正式の提出までには至らなかつたものと判断される。もちろん、前にも述べた如く修正が未完成のままであるから、確定草案が成稿したかどうかも明らかでない。

従來、明治以降の宗教法の歴史的考察を行つた論考あるいは關係法規を集成した資料集には、いくつかのすぐれた業績がのこされて

いる。例えば伊達光美「日本寺院法論」(昭和五年)、瀬戸致格「我國に於ける神社の由來及其法制の研究」(司法研究報告書第十五輯五・昭和六年)、五十嵐太伸「寺に關する法律問題」(前掲報告書第二十一輯二・昭和十二年)、小早川欣吾「明治法制史論・公法の部」下卷(昭和十五年)、長谷川正嗣「宗教法概論」(昭和三十一年)および伊達光美「日本宗教制度史料類聚考」(昭和五年)、文部省宗教局「宗教制度調査資料」第五輯(明治元年—十七年、宗教法令)などがそれである。しかし、そのいずれにも、元老院の「教會條例案」の存在を指摘したものはみあたらない。それがため、近代宗教史關係の年表類、例えば豊田武「日本宗教制度史の研究」(昭和十三年)附載の「明治宗教制度年表」、「明治文化史・宗教編」(昭和十九年)所載の「宗教史年表」などにも、同條例案の記事は缺けている。同條例案の存在が採りあげられたのは、最近、高木宏夫氏が「日本近代法發達史——資本主義と法の發展——」第七卷に執筆された「宗教法——法體制準備期——」が、その嚆矢であろう。ところが、高木氏は「明治一四年ころすでに『教會條例案』が元老院によつて準備されていた」(資料には法務圖書館所藏吾國叢書所收の『教會條例案』がある)<sup>(4)</sup>といわれるのみであつて、どうしたわけか、草案そのものの内容については全く言及しておられない。したがつて同條例案の内容は、これまで一般には未知のものといつてよから

う。本稿が、同條例案の全貌を覆刻、紹介する所以である。

徳川幕府の宗教政策の特長は、佛教を國教として處遇した點にあつた。それがため、當時の神社または神道は、中世以來の神佛習合説によつて、寺院または佛教に對して從屬的地位を保つにすぎなかつた。

王政復古を最大のスローガンとした明治政府は、「惟神の道」を中心とする祭政一致を國家政策の基礎とした。その具體化として先づ元年三月十三日、神祇官を設けて全國の神社、神職をその附屬下におき、さらに翌二年七月の職員令を以て神祇官を太政官の上位におき、十月、各地方に宣教使を任命して神祇官に屬せしめ、「惟神の道」による國民の指導を企て、また四年七月「大小神社氏子調」<sup>(太政官達)</sup>を發布し、神道國教化を一般國民に對して法律的に強制しようとして試みた。他方、佛教に對しては、元年三月二十八日、いわゆる「神佛判然令」を布告し、寺院からの神社の獨立、分離を強力に押しすすめた。これを契機として、極端な佛教破壞運動(廢佛毀釋)が、急速且つ廣汎に展開されたのである。かくして國教を佛教から神社に轉換する宗教政策は着々と進展した。

しかし、明治五年に至り、そうした政府の宗教政策は轉換をせまられる時がきた。千餘年の歴史と傳統によつて培われた佛教思想を一擧に國民から拂拭することは餘りにも實狀を無視した政策である

ことが、政府部内にも自覺されはじめたこと、傳來以來の危機にたつた佛敎界にもようやく國家觀念を基調とする復興運動がおこつたこと、國學者のみによつて運営された神祇官の活動あるいは宣敎使の制度が十分な成果をあげなかつたこと、さらに士族の反亂、キリスト敎の漸増に對抗して、政府は國民思想の統制、國體觀念の徹底を計る必要にせまられていたこと、こうした種々の原因がかさなり、五年三月十四日、遂に政府は神祇省（四年八月神祇省を改組）の廢止を斷行、大藏省社寺課を併せてあらたに敎部省を設置した。これは神佛合流の皇道宣布機關である。いまや明治政府の宗教政策は「單一的の神道主義より綜括的の皇道主義」へと移つたのである。

敎部省は敎化の實行機關として、四月二十五日、敎導職十四級をその附屬下に設け、神官僧侶をそれに任命した。敎導職の任命範圍は逐次擴大、遂に全ての神官僧侶、民間有志、また當時の新興宗教ともいふべき講社（敎派神道）の神職の一部をも包含するに至つた。そして神佛合同の宣敎機關として東京に大敎院（麴町紀州邸跡）を設け、各府縣の有力神社寺院から一つを選んで中敎院とし、各神社寺院は小敎院としてその統轄下にたつた。敎導職は、三條敎則すなわち「敬神愛國ノ旨ヲ體スヘキ事、天理人道ヲ明ニスヘキ事、皇上ヲ奉體シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」（五年四月二十八日）（敎導職へ敎部省達）に則り、國民敎化運動に従事するのであつて、各自の佛敎、敎派神道の敎義を説く

ことは許されなかつたのである。しかしこのような「宗教を政治的に制作し、統制しようとする不合理」な處置は、到底ながくつづくものではなかつた。明治八年、神祇官の復興を主唱する神道側と、合同敎化の廢止を希望する佛敎側との對立はその極點に達し、同年四月三十日、神佛各宗合併布敎は中止され（大政官より、敎部省へ達）、大敎院はその目的を失つて翌五月二日に解散した。さらに同年十一月二十七日、敎部省から神佛各管長へ「信敎の自由」の口達書が出されるに及び、敎部省もまたその存在の意味をほとんど失う結果を生んだ。

かくて當時著しく發展していた敎派神道各派、佛敎諸宗、また六年二月の切支丹禁制の高札撤廢以來、公然たる布敎を開始したキリスト敎が相次いで單獨布敎を開始し、ここに信敎自由への途がひらかれたのである。敎部省は十年一月十一日に廢止、その事務は内務省社寺局へ移され、また明治十五年一月二十四日、神社と敎派神道とを分離するため、府縣社以上の神社神官の敎導職兼補を廢止した。そして十七年八月十一日、太政官布達第十九號を以て、敎導職の廢止、敎派神道並びに佛敎各派の管長制の確認、寺院任職の任免を各管長へ委任、また管長の定むる敎派神道の敎規、佛敎各宗の宗則その他の内務卿認可の制度などを定め、ここに政敎分離はようやく最終段階をむかえた。この措置により、敎派神道は完全に神社から分離し、敎派神道と佛敎宗派とが明らかに公認宗教として確認された

のである。

以上述べた明治初期宗教史の過程において、元老院の「教會條例案」をみると、それが十年一月の教部省廢止後に編纂されたことが、まず注意されるべきであろう。教派神道および佛教各派に独自の布教をみとめるとするならば、それに關する統一的規制法を設くべしとする主旨によつて編纂されたものと思われる。條例案が社寺を「教會」という名稱のもとに統一して取扱つてゐるのはそれがためであろう。五年三月の教部省設置後、社寺に對する監督、保護あるいはその財産活動に關する措置に關しては、いくつかの個々の法令がつみかさねられてきた。例えば社寺の所有物の自由處分の禁止(六年七月十七日、大)、社寺の債務負擔には氏子檀家總代の連署を必要とする規定(〇年五月一六日、内)、社寺取扱概則(一年九月九日、内)、無檀無住の寺院廢止の件(二年一月一日、内務省達乙第五七號)、規定(四年七月二日、内)など、その主なるものである。條例案は、それらの規定の内容を大幅に採り入れ、一つの近代的法律の形式をととのえた單行法案にまとめたものである。その意味では、明治三十二年第十四帝國議會に提出された宗教法案五十三カ條の先驅とみることができ、前に掲げた十七年八月十一日の太政官布達は、その内容きわめて重要なものであつたが、その形式は舊態依然たる箇條書きの簡單なもので、分量もわずか五カ條にすぎなかつた。そ

れに先立つ數年前、四十三カ條から成る一つの宗教法案をまとめ上げた起草者の見識は、十分に賞讃すべきものであろう。なお「教會條例案」の内容については検討に價する問題點をいくつかふくんでいふように思われる。將來、宗教法史の専門家の手によつて、より詳しい究明がなされることを切に期待したい。

(1) 「吾國叢書」については、拙稿「拷問廢止に關連する諸法律案」本誌第三四卷三號五七頁註(1)参照。

(2) 伊達氏の「日本寺院法論」並びに「日本宗教制度史料類聚考」の二著は、わが寺院法の通史的研究的の先驅的業績であつて、その後の研究の貴重な礎石となつてゐる。

(3) この著作の卷末には、明治三十二年以降の各種宗教法草案類が全て収録されており、便利である。

(4) 「日本近代法發達史」第七卷(昭和三十四年)・三二頁。

(5) 前掲書・二五頁註(5)。

(6) 高木氏は草案そのものを自分で發見されたわけではなく、なんらかの傳聞によつてその所在を知られ、取りあはず報告されたものかも知れない。

(7) 豊田武「日本宗教制度史の研究」・一九七頁。

(8) 明治七年の教部省上表によると、教導職の數は、神官僧侶合せて七千二百四十七人で、その中、神官は過半を占める四百二十七人である(豊田・前掲書・二〇四頁)。

(9) 「明治文化史」第六卷宗教編・一一九頁(明治神道史の章)。この章の執筆者は堀一郎、戸田義雄の兩氏であるが、この明治

政府の皇道宣布運動を、フランス革命後の新宗教政策と類似するものとみて「東西その處を異にするとは云え、人心の機微に接觸する宗教を政治的に制作し、これを強制して、あたかも政治の道具たらしめた時の爲政者の無見識には驚愕せざるを得ない」(前掲書・一二〇頁)とされている。他方、豊田武博士のように「明治史全體の動きより、この運動を眺めるならば、區々として定まることのなかつた民論を統一し、王政復古の何たるかを了解せしめた點に於て、この運動も亦見逃すことの出来ぬ大きな効果を擧げたと考へられる。」(前掲宗教制度史研究・二二六頁)という見解もある。

(10) この布達の意義については、長谷川正觀「宗教法概論」・九一頁以下参照。

前註(1) 前に述べたごとく、條例案には甲本、乙本の二種がある。甲本を臺本にしてそれに乙本の書き入れ、修正を示す形式で覆刻した。すなわち、ゴジの部分は乙本における書き入れを示し、 は乙本における抹消箇所である。

(2) 甲本にも誤字の訂正のため、若干の修正箇所がある。傍線の字は、その場合の抹消された文字を示す。

## 教會條例案

### 第一章 總則ノ事

第一條 教會トハ社寺及ヒ氏子檀家等ヲ併セテ云フ  
「澤テ宗教ヲ崇信スル者ノ集

### 合セル者

第二條 可創（欄外書入一筆塚註）總テ各宗ノ布教ハ公認ヲ得又ハ容認ヲ爲シタルニアラサルハ之ヲ施行ス可カラズ

第三條 國民ハ教會ニ入ルノ故ヲ以テ國民ノ行フ可キ義務ヲ辭スルコトヲ得ス

第四條 國民タル者各崇信スル所ノ宗教ヲ奉スルハ固ヨリ自由ナリ

第五條 宗教上ニ於テハ「法律ニ對シテ均一ナル者トス」第一條教會ニ對シテ強テ貨物ヲ寄附セシムルコトヲ得ス「其等差ヲ設クルコトナリ又」宗教ヲ崇信スル者ニ對シテ強テ貨物ヲ寄附セシムルコトヲ得ス

第六條 社寺ノ教會ヲ認メ難キタリトモ其管守人若クハ所在ノ區内ヨリ社寺ニ對シテナス處分ハ成ル丈ケ此條例ニ準據トナシ

不可キ者トス

第七條 從前布告達ノ類此條例ニ相抵觸スル條款ハ之ヲ廢止ス

第二章 公認ヲ得可キ教會ノ事

第八條 凡ソ現今國內ニ成立スル社寺各自ノ宗教ハ之ヲ既ニ公認シ

タル教會トス

第九條 公認ヲ得キ教會ヲ設立セント欲スルトキハ該會長教師ヨリ

其派名及ヒ布教ノ大意ヲ記シタル願書貳通ヲ作り所轄ノ地方官ヲ經由シテ之ヲ内務省ニ出シ其副本ニ免許ノ指令書ヲ得タルヲ公認ノ教會ナリトス

第十條 布教及ヒ禮拜等ノ爲メ堂宇ノ建築ヲナスハ公認セラレタル宗教ニ限ル可シ

第十一條 諸神社祭禮神輿渡御及ヒ神佛祭禮開扉又ハ社寺ニアラサル人民ノ居宅ニ於テ布教或ハ説教等興業ノ節ハ其教會ノ儀式及

ヒ説教ノ大意ヲ記シタル願書ヲ作り該神官或ハ僧侶及ヒ總代人書ヲ二名以上連署押印シ所轄地方官ニ出告シ其允許ヲ受ク可シ

第十二條 前條ノ場合地方官ニ於テハ興行ノ場所及ヒ日數等ヲ推問シ故障ナキトキハ直ニ之ヲ許可シ又タ大祭禮等ニテ衆人聚集スルトキハ警察官吏ヲ派出セシメ之レカ取締ヲ爲サシム可シ

第三章 容認ヲ爲ス教會ノ事

第十三條 凡ソ國內ニ社寺ノ名義ナク又ハ神官僧侶ニアラスシテ一宗ノ布教ヲ爲スモノヲ容認ノ教會トス

第十四條 容認ノ教會ハ布教ヲ爲ス地ヲ管轄スル警察官ノ詰所ニ其教師ヨリ豫メ之ヲ届ケ置ク可シ

第四章 教會ノ氏子檀家ニ總代人ヲ撰定スル事

第十五條 教會ノ氏子又ハ檀家ニテ丁年以上ノモノ二名ヨリ少カラ

ス五名ヨリ多カラサル總代人ヲ定メ置ク可シ  
第十六條 總代人撰定ノ集會ハ滿一ヶ年毎ニ一度タル可シ

第十七條 總代人撰定スルニハ氏子又ハ檀家中ニテ不動産ヲ有スル者ニ限り該社寺ニ集會シ投票ヲ以テ之ヲ定ム可シ又タ其社寺住任ノ神官或ハ僧侶ハ其席ニ參會シ集會人投票ヲ爲シタル上直ニ其

目前ニテ之ヲ開キ其多數ヲ以テ總代人タルコトヲ定ム可シ

第十八條 投票ノ數甲乙相央スルトキハ該神官或ハ僧侶ニテ決定スルヲ得可シト雖トモ甲乙ノ内ニテ年長ノモノヲシテ之レニ充ツル

以下同前掲に同じ  
第十九條 總代人ニ撰定セラレタルモノハ之レヲ辭スルコトヲ得ス

然レトモ事故疾病等ニテ代人ヲシテ代理セシムルハ自由ナリトス  
第二十條 總代ハ滿壹ヶ年ヲ以テ期限トス然レトモ教會ノ便宜ニ因リ一同商議ノ上延期スルハ妨ケナシト雖トモ三ヶ年ヲ超過スルコトヲ得ス

但シ延期ヲ爲サントスルニ何レノ一方ニテモ不承諾ノモノアルトキハ第十七條第十八條ノ手續ヲ經テ撰定ス可シ

第二十一條 官吏並ニ准官吏等在職中ハ總代人トナルヲ得サルニ因リ其撰定ノ集會ニハ干預セサルモノトス

第二十二條 總代人ノ職務ハ該教會ニ屬スル動産ノ不動産及ヒ金穀出納等ノコトヲ其社寺住任ノ神官或ハ僧侶ト俱ニ維持シ教會ノ隆盛ス

〔二付キ〕  
〔注意スルニ止マルモノトス〕

第二十三條 總代人ハ職務上ニ關スルノ外教會所ニ出席セサルモ亦

〔二注スルニ止マルモノトス〕  
タ自由トス

第二十四條 總代人ハ無給俸ナリトス然レトモ教會ノ協議ニテ其給俸ヲ豫定シ之ヲ下付スルハ自由ナリトス

第五章 宗教ニ依リ國安ノ妨害トナルヲ禁止スル事

第二十五條 宗教又ハ布教及ヒ崇信スル爲メノ舉動ハ國法ヲ紊亂シ或ハ社會ノ道德ト安寧トヲ害ス可カラス是等ノ妨害ヲ爲スト認

定セラルハトキハ之ヲ禁止スルコトアル可シ

第二十六條 前條ノ場合地方官ニ於テハ其禁止ヲ爲サント認ムル

トキ之ヲ内務省ニ具申シ其准允ヲ經テ後チ發令ス可シ

第二十七條 可削〔前掲に同じ〕  
第二十七條 第十一條ノ屆書中ニ國安ヲ妨害スト認ムルカ若シクハ

法則ニ悖戾スルコトアルトキハ其屆書ニ事由ヲ附記シ之ヲ下戻ス

同〔前掲に同じ〕儀  
第二十八條 祭議及ヒ説教ニ托シ演説ニ均シキ所業アルトキハ警察

官吏ヲシテ直ニ之ヲ禁止セシム可シ

第六章 宗教回轉及ヒ藉儀ノ事

元老院の「教會條例案」

第二十九條 何レノ教會タリトモ甲ノ宗教ヲ崇信スル者更ニ乙ノ宗教ヲ崇信スルコトハ自由ナリトス

第三十條 葬祭ハ各自ノ宗教ニ因リ儀式ノ差異アル可シト雖トモ死者ノ遺言若シクハ死者ノ家族ノ意思又ハ家禮ヲ用イテ葬祭ヲ爲スコトヲ妨ク可カラズ

第七章 教會ヲ解散スル事

第三十一條 教會ヲ解散セント欲スル者ハ其事由ヲ記シタル願書貳

通ヲ作り該神官或ハ僧侶及ヒ總代人連署押印シ地方官ヲ經由シテ内務省ニ出ス可シ又タ容認セラレタル教會ハ所轄警察官詰所ニ之ヲ届ケ出ツルモノトス

第三十二條 神社合併ノ儀ハ從來氏子無クシテ社殿頽敗シ又ハ小社

ニテ永續ノ目途之レ無キ分ハ最寄人民受持神官ヨリ選坐合祀願出ル節ハ由緒並ニ社地建物等委詳取調タル願書貳通ヲ作り所轄地方官ヲ經由シテ内務省ニ出シ其指令ヲ待ツモノトス

第三十三條 寺院合併ノ儀ハ無檀無住ニテ堂宇破壞シ又ハ小寺ニテ

永續ノ目途之レ無キ分ハ所轄本寺及ヒ法類檀家等ヨリ由緒并ニ寺院地建物等委詳取調タル願書貳通ヲ作り之レニ各連署押印シ所轄地方官ヲ經由シ以下前條ノ手續ニ同シ

但シ無檀無住ノ分ハ本寺本山若シクハ觸頭法類或ハ教導取締及ヒ該區戸長連署押印シタル願書ヲ出スモノトス

但シ無檀無住ノ分ハ本寺本山若シクハ觸頭法類或ハ教導取締及ヒ該區戸長連署押印シタル願書ヲ出スモノトス

但シ無檀無住ノ分ハ本寺本山若シクハ觸頭法類或ハ教導取締及ヒ該區戸長連署押印シタル願書ヲ出スモノトス

但シ無檀無住ノ分ハ本寺本山若シクハ觸頭法類或ハ教導取締及ヒ該區戸長連署押印シタル願書ヲ出スモノトス

但シ無檀無住ノ分ハ本寺本山若シクハ觸頭法類或ハ教導取締及ヒ該區戸長連署押印シタル願書ヲ出スモノトス

但シ無檀無住ノ分ハ本寺本山若シクハ觸頭法類或ハ教導取締及ヒ該區戸長連署押印シタル願書ヲ出スモノトス

但シ無檀無住ノ分ハ本寺本山若シクハ觸頭法類或ハ教導取締及ヒ該區戸長連署押印シタル願書ヲ出スモノトス

但シ無檀無住ノ分ハ本寺本山若シクハ觸頭法類或ハ教導取締及ヒ該區戸長連署押印シタル願書ヲ出スモノトス

但シ無檀無住ノ分ハ本寺本山若シクハ觸頭法類或ハ教導取締及ヒ該區戸長連署押印シタル願書ヲ出スモノトス



第八章 教會ニ屬スル公有物ノ事

第三十四條 教會ニ屬スル地所ニテ地租免除ノ分又ハ既ニ設置シタル堂宇及ヒ諸建物等官費ヲ以テ建築修繕ヲ爲スモノ並ニ官ヨリ寄附スル物品等ハ勿論公有物ナレハ之ヲ賣買讓與質入書入等ニ爲スコトヲ得ス

第三十五條 前條ノ建物並ニ物品等破損シタルトキハ該神官或ハ僧侶及ヒ氏子檀家總代人等連署押印シタル届書ヲ地方官ニ出シ其處分ヲ受ク可シ

第九章 社寺氏子檀家共有物ノ事

第三十六條 教會所有ノ地所及ヒ堂宇諸建物並ニ物品ハ該社寺ト氏子檀家等ノ共有物ナレハ會中ノ許諾ヲ得ルニ非サレハ賣買讓與質入書入等ニ爲スコトヲ得ス

第三十七條 前條ノ許諾ヲ得ルハ該社寺ノ神官或ハ僧侶ト氏子檀家ノ代人等熟議決定ノ上ニテ足レリトナス

第三十八條 教會ノ共有物ヲ抵當トシ之ヲ賣拂フニ因リ該社寺永續ノ目途ヲ相失フトキハ其神官或ハ僧侶ト氏子檀家ノ總代人等ニテ其負債ヲ擔當シ支消ノ方法ヲ確定ス可シ是等ノ方法ヲ立テスシテ教會ノ解散ヲ願出ツルコトヲ得ス

第十章 教會貸借ノ事

第三十九條 教會ノ貯蓄金穀及ヒ物品等ヲ他人ニ貸付ントスルトキ

ハ該社寺住任ノ神官或ハ僧侶ト總代人熟議決定ノ上教會ノ名義ニテ之ヲ貸付ク可シ若シ熟議決定セサルトキハ貸付クルコトヲ得ス

第四十條 教會ノ爲メ金穀及ヒ物品等ヲ借り入レントスルトキハ該社寺住任ノ神官或ハ僧侶ト總代人等熟議決定ノ上其用途ノ事由ヲ明記シタル證書ヲ作り之ニ各連署押印シテ借り入ル可シ若シ熟議決定セサルトキハ借り入レフ爲スコトヲ得ス

第四十一條 前條ノ事由ヲ明記セス又ハ各自連署押印セサル證書ハ假令教會ノ爲メ費用ヲナシタルモノト雖トモ裁判上自己ノ負債ト視做シ處分ヲ爲スコシ

第四十二條 第三十九條第四十條ノ場合無氏子ノ神社ハ最寄神官貳名以上又タ無檀家ノ寺院ハ其法類貳名以上ノ保證ヲ受ケ貸借ヲ爲スコシ

第四十三章 教會施入賽物ノ事

第四十三條 教會ニ安置スル神佛江人民ノ信仰ニ因リ賽物ヲ施入スルトキハ該社寺ノ神官或ハ僧侶ト總代人協議ノ上適當ノ入費ニ充テ之ヲ使用スルコトヲ得可シト雖トモ其出納ノ仕譯ハ詳細之ヲ附記シ帳簿ヲ作り備ニ置ク可シ

後記 「明治法制史料雜纂」も回を重ねること十回に達したので、一應ここで筆を擱き、近き將來、またその續編を連載したいと思つてゐる。